

定 款

(制定 2002 年 2 月 26 日)
(改正 2003 年 2 月 20 日)
(改正 2004 年 2 月 26 日)
(改正 2006 年 2 月 23 日)
(改正 2007 年 2 月 22 日)
(改正 2008 年 2 月 21 日)
(改正 2009 年 2 月 19 日)
(改正 2010 年 6 月 17 日)
(改正 2014 年 4 月 1 日)
(改正 2015 年 6 月 26 日)
(改正 2015 年 10 月 1 日)
(改正 2016 年 6 月 17 日)
(改正 2017 年 2 月 27 日)
(改正 2022 年 6 月 22 日)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、日本KFCホールディングス株式会社と称し、英文では“KFC Holdings Japan, Ltd.”とする。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに付帯する又は関連する業務を行うことを目的とする。

- (1) 直営、フランチャイジー及びサブフランチャイジーのレストラン経営並びにフライド・チキン等の販売
 - (2) 食料品の製造、加工、売買
 - (3) 酒類の販売
 - (4) 食品その他物品の販売委託及び受託
 - (5) 食料品の製造、加工、売買に係るコンサルタント業務
 - (6) 貨物運送取扱事業
 - (7) 上記事項に付帯するすべての業務
2. 前項に定めるもののほか、当会社は前項に定める会社等に対する経営コンサルティング業ならびに特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡の業務並びにこれらに附帯し、または関連する業務を営むことを目的とする。
 3. 前2項に定めるもののほか、当会社は第1項に定める会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運営業務及びこれらの代行業務を営むことを目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当会社の本店は、神奈川県横浜市に置く。

2. 当会社は、取締役会の決議により支店を設けることがあるものとする。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、49,953,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株券の発行)

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第10条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使するこ

とができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。

2. 臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
3. 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、作成される議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は各自会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、名誉会長、会長、社長、副社長、専務、常務、その他の会社の業務遂行のために必要と認める役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役が招集し、議長となる。決議によって定められた取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、作成される議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名する。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみ

なす。

(重要な業務執行の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほかは、取締役会の定める「取締役会規則」による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第 30 条 当会社は非業務執行取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、作成される議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名または記名押印もしくは電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほかは、監査等委員会の定める「監査等委員会規則」による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 38 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うことができる。

(中間配当)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附　　則

第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3条 当会社は、取締役会の決議によって、第47期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第4条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。